

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	我孫子市生活支援給付金支給事業 (令和7年度事務費分)	①全市民に対して給付金額5千円(市民1人あたり)を支給し、物価高騰の影響を受けた生活者の支援を行う。 支給対象・支給方法について、食料品の物価高騰の影響は全市民に及ぶものであること、また現金給付は公平性があり、早急に消費がされやすいこと、低所得世帯支援枠等を活用し給付金を支給した実績があることから早急な事業実施に対応ができることから、交付金の趣旨に適合すると判断した。 また、支給は世帯単位とし、世帯主への支給を行う。 なお、令和7年度は令和8年度事業実施に向けた事前準備のための事務費を計上し、給付費及び令和8年度事務費については、令和8年度実施計画に記載することを予定している。 ②③ ・生活支援給付金業務委託料 4,734千円 ④令和8年2月1日時点で市内に住民登録のある者(世帯主への支給)	R8.2	R8.3
2	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	給食運営費(うち学校給食費支援金分)(うち7,719人分)	①食料品価格等の物価高騰の影響を受ける子育て世帯を支援するため、保護者が負担する学校給食費について、保護者の経済的負担軽減を目的として、第3子以降の子の学校給食費を無償化し、その他の児童生徒(第1子、第2子)の学校給食費を1月あたり1,000円減額するため支援金を支給する。(教職員分は対象外) ②③ ・学校給食費支援金 112,197千円 <一部減額分> 7,168人×1,000円×11か月=78,848,000円 <学校給食費第3子以降無償化分> 小学校550人×月額5,500円×11か月=33,275,000円 中学校1人×月額6,750円×11か月=74,250円 ④市立小中学校	R7.4	R8.3
3	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	給食運営費(うち学校給食費支援金分)(うち230人分)	①食料品価格等の物価高騰の影響を受ける子育て世帯を支援するため、保護者が負担する学校給食費について、保護者の経済的負担軽減を目的として、第3子以降の子の学校給食費を無償化し、その他の児童生徒(第1子、第2子)の学校給食費を1月あたり1,000円減額するため支援金を支給する。(教職員分は対象外) ②③ ・学校給食費支援金 16,550千円 中学校219人×月額6,750円×11か月=16,260,750円 <アレルギー児一部補助分> 7人×1,000円×11か月=77,000円 <アレルギー児第3子以降無償化分> 小学校3人×月額4,500円×11か月=148,500円 中学校1人×月額5,750円×11か月=63,250円 ④市立小中学校	R7.4	R8.3
4	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	給食運営費(うち学校給食費負担軽減等補助分)(11月補正分)	①食料品価格等の物価高騰の影響を受ける子育て世帯の保護者等の経済的負担の軽減を図るとともに、栄養バランスや量を保った安全・安心な学校給食を継続するため、原油価格・物価高騰等による学校給食用食材料費の上昇分について、学校給食費を管理する市立小中学校に対し補助金を交付する。(教職員分は対象外) ②③ 学校給食費負担軽減等補助金 14,912千円 (小学校5,284人×101食×17円)+(中学校2,753人×101食×21円)=14,911,741円 ④市立小中学校	R7.10	R8.3
5	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	公立小中学校における光熱水費(高騰相当分)負担事業	①光熱水費の物価高騰の影響が長期化する中で、教育環境を維持するため、市内公立小中学校における光熱水費(高騰相当分)を負担する。 ②③ 市内公立小中学校等における光熱水費(高騰相当額) 59,823千円 289,470,000円(令和7年度)-229,647,838円(令和3年度)=59,822,162円 ④市内小中学校に通う児童・生徒のいる子育て世帯	R7.4	R8.3